

観音寺市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住及び定住の促進による地域の活性化を図るため、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から本市へ移住する者に対し、移住に要する経費の一部について予算の範囲内で観音寺市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、観音寺市補助金等交付規則（平成18年観音寺市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住支援事業 国の新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金（移住・起業・就業型））（以下「交付金」という。）を活用して香川県及び県内市町が連携して実施する移住者のための補助事業をいう。
- (2) ワクサポかがわ ワークサポートかがわ（香川県就職・移住支援センター規則（平成29年香川県規則第16号）第1条の香川県就職・移住支援センターをいう。）が管理する就職マッチングサイトをいう。
- (3) 起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型） 交付金を活用して香川県が実施する起業者のための補助事業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、移住等に関する要件を満たし、かつ、就業に関する要件（一般）、就業に関する要件（専門人材）、テレワークに関する要件、関係人口に関する要件又は起業に関する要件のうち、いずれかの要件を満たす者とする。

2 前項の移住等に関する要件とは、次の各号のいずれにも該当することをいう。

- (1) 移住元に関する要件 次のア及びイのいずれにも該当すること。

この場合において、東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法

（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）に規定する条件不利地域を有する市町村のうち、平成22年から令和2年の人口減少が10パーセント以上の市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に居住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、その通学期間も対象期間とすることができる。

ア 本市へ住民票を移す直前の10年間のうち、通算して5年以上、東京23区内に居住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に居住し、東京23区内へ通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）していたこと。

イ 本市へ住民票を移す直前に連続して1年以上、東京23区内に居住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に居住し、かつ、住民票を移す前3か月（住民票を移す3か月前の日から住民票を移す日の前日まで）の期間に属するいずれかの日まで連続して1年以上、東京23区内へ通勤していたこと。

（2） 移住先に関する要件 次のア及びイのいずれにも該当すること。

ア 補助金の申請時において、本市への転入後1年を経過していないこと。

イ 補助金の申請日から5年以上、継続して本市に居住する意思を有していること。

（3） その他の要件 次のアかカまでのいずれにも該当すること。

ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

イ 日本国籍を有する者であること又は日本国籍を有しない者については出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に規定する永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に規定する特別永住者のいずれかの在留資格を有する者であること。

ウ 香川県税及び市税の滞納がないこと。

エ 過去10年以内に補助対象者を含む世帯員が、補助金の交付を受けていないこと。

ただし、当該補助金を全額返還した場合又は過去の申請時において、18歳未満であった世帯員が、5年以上経過し、18歳以上となった場合を除く。

オ 補助対象者を含む全ての世帯員が、観音寺市地方就職学生支援事業補助金交付要

綱（令和7年観音寺市告示第171号）に基づく移転費に係る補助金の交付を受けていないこと。

カ その他市長が補助金の交付対象として不適当と認めた者でないこと。

3 第1項の就業に関する要件（一般）とは、次に掲げる事項のいずれにも該当することという。

（1） 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

（2） 就業先が、香川県が移住支援事業の対象としてワクサポかがわに掲載している求人又は他の都道府県が移住支援の対象として就職マッチングサイトに掲載している求人の対象法人（以下「移住支援事業対象法人」という。）であること。

（3） 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて、移住支援事業対象法人に就業していること。

（4） 第2号に規定する求人への応募日が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める日以降であること。

ア 香川県が移住支援事業の対象としてワクサポかがわに掲載している求人に応募した場合 香川県が当該求人を移住支援事業の対象としてワクサポかがわに掲載した日

イ 他の都道府県が移住支援の対象として就職マッチングサイトに掲載している求人に応募した場合 他の都道府県が当該求人を移住支援の対象として就職マッチングサイトに掲載した日

（5） 移住支援事業対象法人に補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

（6） 移住支援事業対象法人への就業が転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用によるものであること。

4 第1項の就業に関する要件（専門人材）とは、次に掲げる事項のいずれにも該当することという。

（1） 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

（2） 香川県プロフェッショナル人材戦略拠点が実施するプロフェッショナル人材事業又は国が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業した者であること。

- (3) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (4) 就業先において、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (5) 就業先への就業が転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (6) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

5 第1項のテレワークに関する要件とは、次に掲げる事項のいずれにも該当することという。

- (1) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、本市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (2) 本市でテレワークにより勤務(原則として恒常的に通勤しないことをいう。)することとし、かつ、週20時間以上テレワークを実施すること。
- (3) 所属先企業等が、国のデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業を活用した取組の中で移住者に対し当該所属先企業等からの資金提供がなされていないこと。
- (4) 香川県以外の地域に1か月当たり15日以上にわたり滞在し、業務を行うものでないこと。
- (5) 所属先企業等から通勤手当の支給を受けていないこと。

6 第1項の「関係人口に関する要件」とは、本市への移住前から本市の地域の人々に関わりを有する者のうち、農林水産業等に就業する等、地域の労働力及び担い手の確保に資する者であって、次に掲げる事項のいずれにも該当することという。

(1) 補助対象者を含む2人以上の世帯員が本市に移住し、かつ、世帯員のうち1名以上が次のアからオまでのいずれかに該当する者であること。

ア 本市のお試し移住体験制度を利用して本市を訪れたことがある者

イ 本市が、香川県外又はオンラインで開催又は出展した移住フェア等において、本市への移住に関する相談を行ったことがある者

ウ 本市に移住する直前の5年間に3回以上、本市にふるさと納税を行ったことがあ

る者。この場合において、1年間に複数回ふるさと納税を行った場合は、寄附ごとに1回とみなす。

エ 本市に所在する学校に在学していたことがある者

オ 本市に居住したことがある者

(2) 世帯員のうち、1名以上がアからウまでのいずれかに該当する者であること。

ア 農林水産業（第一次産業）に就業する者

イ 家業へ就業する者

ウ 居住地域の自治会に加入し、継続的に自治会活動に参加する意志がある者

7 第1項の起業に関する要件とは、補助金を申請するまでの1年以内に、起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）の交付決定を受けていることをいう。

8 補助対象者は、2人以上の世帯に係る補助金の交付を申請しようとする場合は、次に掲げる事項のいずれにも該当しなければならない。

(1) 補助対象者を含む2人以上の世帯員が移住元において同一世帯に属していたこと。

(2) 補助対象者を含む2人以上の世帯員が申請時において同一世帯に属していること。

(3) 補助対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも補助金の申請時において本市への転入後1年を経過していないこと。

(4) 補助対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

9 補助対象者が、18歳未満の世帯員を帯同して移住し、18歳未満の世帯員につき加算額（以下「子育て世帯加算」という。）を申請しようとする場合は、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当しなければならない。

(1) 18歳未満の世帯員は、前項に掲げる要件を満たした上で、申請日の属する年度の4月1日時点において18歳未満であること。ただし、申請日の属する年度の4月2日が18歳の誕生日の者は対象とする。

(2) 18歳未満の世帯員は、補助対象者の配偶者でないこと。

（補助金の交付額）

第4条 市長は、補助対象者に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を交付するものとする。

- (1) 補助対象者が2人以上の世帯（前条第8項各号に掲げる要件の全てを満たす世帯をいう。）に係る補助金を申請する場合 100万円
- (2) 補助対象者が単身（前条第8項各号に掲げる要件のいずれかを満たさない世帯に属する者をいう。）に係る補助金を申請する場合 60万円
- (3) 子育て世帯加算 18歳未満の者1人につき30万円
(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、観音寺市東京圏U・J・Iターン移住支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）を申請日の属する年度の2月末日までに市長に提出しなければならない。

2 申請者は、次に掲げる書類を交付申請書に添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 写真付き身分証明書の写し
- (2) 移住元の住民票の除票の写し等（移住元での住所及び居住期間を確認できる書類。
ただし、2人以上の世帯に係る補助金の交付を申請しようとする場合は、申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での住所を確認できる書類）
- (3) 申請者が日本国籍を有しない者である場合は、出入国管理及び難民認定法に規定する永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に規定する特別永住者のいずれかの在留資格を有することを証明するもの
- (4) 東京23区内で勤務していた企業等の就業証明書、離職票その他の移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことが確認できる書類（東京23区以外の東京圏から東京23区内へ通勤していた者が申請する場合）
- (5) 前号に該当する者で東京23区内の大学等へ通学していた者である場合は、それを証明する書類
- (6) 開業届出済証明書等、移住元での在勤地を確認できる書類（東京23区以外の東京圏から東京23区内へ通勤していた法人経営者又は個人事業主が申請する場合）
- (7) 個人事業等の納税証明書等、移住元での在勤期間を確認できる書類（東京23区以外の東京圏から東京23区内へ通勤していた法人経営者又は個人事業主が申請する場合）
- (8) 申請者が第3条第3項の就業に関する要件（一般）又は同条第4項の就業に関する要

件（専門人材）を満たす者である場合は、就業先企業等の就業証明書（一般・専門人材）
（様式第 2 号）

（9） 申請者が第 3 条第 5 項のテレワークに関する要件を満たす者である場合は、所属先企業等の就業証明書（テレワーク）（様式第 3 号の 1 及び様式 3 号の 2）

（10） 申請者が第 3 条第 6 項の関係人口に関する要件を満たす者である場合は、それを証明する市長が別に定める書類

（11） 申請者が第 3 条第 7 項の起業に関する要件を満たす者である場合は、起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）の交付決定通知書の写し

（12） 世帯員全員の住民票の写し

（13） 香川県税に滞納が無いことを証明する書類（2 人以上の世帯に係る補助金を申請しようとする場合は、申請者を含む世帯員全員の滞納が無いことを証明する書類）

（14） 市税に滞納が無いことを証明する書類（2 人以上の世帯に係る補助金を申請しようとする場合は、申請者を含む世帯員全員の滞納が無いことを証明する書類）

（15） 補助金の振込先が分かる預金通帳又はキャッシュカードの写し

（16） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第 6 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定を行い、観音寺市東京圏 U J I ターン移住支援事業補助金交付決定通知書（様式第 4 号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

（補助金の請求）

第 7 条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、観音寺市東京圏 U J I ターン移住支援事業補助金交付請求書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第 8 条 市長は、前条に規定する請求書を受理したときは、交付決定者に対し、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付を受けた者（以下「補助金受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると市長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 補助金の交付の申請日から5年以内に本市から転出した場合
- (2) 補助金の交付の申請日から1年以内に第3条第3項の就業に関する要件（一般）又は同条第4項の就業に関する要件（専門人材）を満たす職を辞した場合
- (3) 第3条第7項の起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）の交付決定を取り消された場合
- (4) 虚偽の申請であること、又は居住、就業若しくは起業の実態がないことが明らかになった場合

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、観音寺市東京圏UJIターン移住支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により、補助金受給者に通知するものとする。

3 補助金受給者は、本市が居住確認のための立入調査等を行う場合は、これに応じなければならない。

4 第1項第1号の規定にかかわらず、補助金受給者の就業先が行う一時的な勤務、転勤、出向、研修等による転出の場合には、交付決定の取消しを行わないものとする。この場合において、補助金受給者は、転出前に就業先が発行する一時的な勤務、転勤、出向、研修等で転出することの証明書（様式第7号）を提出しなければならない。

5 第1項第1号の規定にかかわらず、補助金受給者が本市から香川県内の他の市町に転出する場合及び本市から香川県内の他の市町に転出した後に、香川県内の市町から他の香川県内の市町に転出する場合（補助金の申請日以後に香川県外へ転出（前項の一時的な勤務、転勤、出向、研修等による転出を除く。）していない場合に限る。）は、交付決定の取消しを行わないものとする。この場合において、補助金受給者は、転出の都度、市長に対し転出報告書（様式第8号）を提出しなければならない。

6 補助金受給者は、補助金の申請日から起算して5年以内に本市又は香川県内の他の市

町から香川県外に転出する場合（第4項の一時的な勤務、転勤、出向、研修等による転出の場合を除く。）は、市長に対し、転出報告書（様式第8号）を提出しなければならない。

7 補助金受給者は、補助金申請日の属する年度の翌年度から5年を経過するまでの間、毎年、3月1日から3月31日までに市長に現況届（様式第9号）を提出しなければならない。

8 市長は、補助金受給者から第4項、第5項及び第7項に規定する書類の提出がない場合、第3項に規定する立入調査等を拒否した場合等で補助金受給者が県内に居住していることを確認できないときは、交付決定を取り消すことができる。

（返還請求）

第10条 市長は、前条第1項又は第8項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金受給者に損害が生じることがあってもその賠償の責めを負わない。

3 第1項の規定による補助金の返還額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 虚偽の申請等が明らかになった場合 交付した補助金の全額

（2） 補助金の申請日から3年未満で香川県外に転出した場合 交付した補助金の全額

（3） 補助金の申請日から3年以上5年以内に香川県外に転出した場合 交付した補助金の半額

（4） 補助金の申請日から1年以内に第3条第3項の就業に関する要件（一般）又は同条第4項の就業に関する要件（専門人材）を満たす職を辞した場合 交付した補助金の全額

（5） 第3条第7項の起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）の交付決定を取り消された場合 交付した補助金の全額

（6） 移住支援事業の適正な執行に必要な書類の提出、立入調査の受入れその他の市の求めに応じないことにより、居住状況を市が確認できない場合 交付した補助金の全額

（個人情報保護の保護）

第11条 観音寺市は、観音寺市東京圏U J I ターン移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令に基づき適正に管理するものとする。

2 観音寺市は、他の地方公共団体等で実施する東京圏U J I ターン移住支援事業の円滑な実施、実施状況の報告等のため、当該地方公共団体等に個人情報の提供及び確認をすることができるものとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月21日告示第19号）

- 1 この要綱は、令和2年2月21日から施行する。ただし、第3条第2項第3号の改正規定は、同年4月1日から施行し、同日以後に申請のあった観音寺市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金の交付について適用する。
- 2 改正後の第3条第2項第1号の規定は、この要綱の施行の日以後に移住のため本市に転入した者について適用し、同日前に移住のため本市に転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月31日告示第74号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、改正後の観音寺市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に移住のため本市に転入した者について適用し、同日前に移住のため本市に転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月28日告示第79号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、改正後の観音寺市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に移住のため本市に転入した者について適用し、同日前に移住のため本市に転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月31日告示第69号）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 8 月 4 日告示第158号）

この要綱は、令和 5 年 8 月 4 日から施行する。

附 則（令和 7 年 6 月 2 日告示第207号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 7 年 6 月 2 日から施行する。
- 2 改正後の観音寺市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付要綱の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に移住のため本市に転入した者について適用し、同日前に移住のため本市に転入した者については、なお従前の例による。